

別表 1 (要領第 3 関係)

事業の内容	対象 作物	事業実 施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
1 園芸作物 支援対策						
(1) 新規園芸品 目導入支援 事業	野菜、 果樹、 花き	市町村、 農業公社、 農業協同組合 地域農業再生 協議会、 農業法人、 営農集団等	1 新規栽培者 4/10以内 ただし、水稲からの転換又 は水稲との複合経営として 園芸品目を新規導入する場 合は1/2以内 また、別表 4 の野菜及び花 きの永年性作物を新規導入 する場合の初期生産資材は 定額 2 新規栽培者以外 1/3以内	1 初期生産資材 (野菜及び花きの新規栽 培者のみを対象とする) 2 農業機械 3 高品質安定生産装置 4 施設及び付帯設備	1 初期生産資材について 園芸品目の新規導入に必要な初期生産資材を対 象とする。 なお、初期生産資材として導入する種子・種苗は、 県で推進する優良種苗の活用に努めるものとする。 2 農業機械について (1) 本事業メニューで補助対象とする農業機械は、 省力化支援事業で補助対象とする農業機械と同様 とする。 3 高品質安定生産装置について (1) 本事業メニューで補助対象とする高品質安定生 産装置は、生産力強化支援事業で補助対象とする 装置と同様とする。 4 施設及び付帯設備について (1) 本事業メニューで補助対象とする施設及び付帯 設備は、生産力強化支援事業で補助対象とする施 設及び付帯設備と同様とする。	次に掲げる要件を満たすもの であること。 1 新規栽培者は、対象品目を過 去 3 年以内（基準年（事業実施 年度の前年度）を含む）に作付 けしていない受益者とする。 2 対象品目について、目標年度 まで継続して作付けされること が確実であること。 3 事業実施主体の種類により受 益者の戸数は以下のとおりとす る。 (1) 市町村、農業公社、地域農業 再生協議会の場合 受益者 1 戸でも実施できるも のとする。 (2) 農業法人、営農集団の場合 受益者は 3 戸以上とする。 ただし、農業法人について は、主に農業に従事する者が 3 人以上である場合は 1 法人で も実施できるものとする。 4 事業実施主体が農業法人、営 農集団の場合は、事業の対象と なる受益面積がおおむね次の規 模以上であること。ただし、受益 者が新規栽培者のみの場合を除 く。 (1) 野菜、果樹の場合 ア 施設栽培 20 a イ 露地栽培 50 a (2) 花きの場合 ア 施設栽培 10 a イ 露地栽培 30 a

事業の内容	対象 作物	事業実 施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
(2)省力化支援事業	野菜、 果樹、 花き	市町村、 農業協同組合、 営農集団、 農業法人等	1/3以内 ただし、以下のア又はイに該当 する場合は4/10以内 ア 加工・業務用の契約出荷に 係る取組 イ 30a以上の水田を受益とす る取組	1 農業機械 (1) 育苗・移植用機械 (播種機、定植機 等) (2) 防除用機械 (ブームスプレー ヤー、スピードス プレーヤー、土壤 消毒機、自走式防 除機等) (3) 栽培管理用機械 (除草機、溝堀機、 畦立同時マルチ 機、高所作業車、 樹木破砕機(チッ パー)、落葉集収 機等) (4) 収穫用機械 (収穫機、ピッカ ー、堀取機等) (5) 調製・出荷用機械 (洗浄機、皮むき機、 調製機、選果・選別 機、自動結束機、予 冷庫、乾燥機、計量 機、包装機(袋詰機) 等		次に掲げる要件を満たすものである こと。 1 事業の対象となる受益面積が、お おむね次の規模以上であること。 (1) 野菜、果樹の場合 ア 施設栽培 20 a イ 露地栽培 50 a (2) 花きの場合 ア 施設栽培 10 a イ 露地栽培 30 a 2 受益者は3戸以上とする。 ただし、農業法人については、 主に農業に従事する者が3人以 上である場合は1法人でも実施 できるものとする。

事業の内容	対象 作物	事業実 施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
(3)生産力強化 支援事業	野菜、 果樹、 花き	市町村、 農業協同組合、 営農集団、 農業法人等	1/3以内	1 優良種苗の導入 2 高品質安定生産装置 (養液栽培装置、かん水同時施肥装置、自動かん水装置、露地用かん水装置、日射制御型灌水装置、電照栽培装置、病害抑制装置等) 3 施設及び付帯設備 (1) 栽培用施設 (園芸用ハウス(パイプハウス、雨除け施設、防虫ネット被覆栽培施設、育苗用施設)、育苗棚、果樹棚等) (2) ハウス付帯設備 (環境制御機械・装置、複合環境測定装置、暖房機、冷房機、除湿機、換気装置、二酸化炭素発生装置等)	1 優良種苗について (1) 野菜の種苗については、県が育成した品種とし、面積拡大分を対象とする。 (2) 果樹の種苗については、下記のいずれかに該当する場合を対象とする。 ア 品種の新植 福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分にある品種を新植する場合。 イ 受粉樹の導入 受粉する品種と親和性の高い受粉樹を導入する場合。 (受粉樹とは、受粉用の花粉を利用するために新植または接木により導入する品種をいう。) (3) 花きの種苗については、福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種(以下「選定品種」という。)を組み入れた栽培体系の実施を原則とし、面積を拡大する取組を対象とする。 3 施設及び付帯設備について (1) 栽培用施設 ア 設置する園芸用ハウスについては、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」に基づいた構造耐力を有するものであること。 ただし、既存の果樹棚に併設する果樹用雨除け施設で別表3の園芸用ハウスの区分に該当しない施設については、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものであること。 イ 事業実施主体以外のものに貸し付ける園芸用ハウスの導入においては、地域の3戸以上の農業者へ貸し付ける場合に限る。	次に掲げる要件を満たすものであること。 1 事業の対象となる受益面積が、おおむね次の規模以上であること。 (1) 野菜の場合 ア 施設栽培 20 a イ 露地栽培 50 a (2) 果樹の場合 ア 品種の新植、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備、水源確保 (ア)施設栽培 20 a (イ)露地栽培 50 a イ 受粉樹の導入 受粉する品種の面積 (ア)施設栽培 20 a (イ)露地栽培 50 a (3) 花きの場合 ア 施設栽培 10 a イ 露地栽培 30 a 2 受益者は3戸以上とする。 ただし、農業法人については、主に農業に従事する者が3人以上である場合は1法人でも実施できるものとする。

事業の内容		対象 作物	事業実 施主体	補助率	採択要件		
					補助対象	個別事項	共通事項
					4 水源確保(井戸掘削)	ウ 園芸用ハウスの設置後は、園芸用施設共済に加入するよう指導するものとする。 エ プラスチックのハウスを導入する事業実施主体においては、農業用使用済みプラスチックの適正処理を確実に実施すること。 また、事業実施地区（市町村等）においては、農業用使用済プラスチックを適切に回収するよう努めるものとする。 オ 防虫ネット等の被覆資材だけの整備は対象としない。 4 水源確保(井戸掘削) 当該年度を含む過去3か年以内に国、県、市町村の補助事業（以下、「関連事業」という）で導入する以下のいずれかの施設及び設備・機器とあわせて整備するものとする。 ア 生産の施設化(栽培用ハウスの導入) イ かん水の高度化(自動化、省力化、養液栽培等) ※掘削した井戸の水量や水質が、水源としての役割を果たすことができない場合は、対象としない。	

別表1（要領第3 関係）

事業の内容	対象 作物	事業実 施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
2 土地利用型作物支援対策						
(1) 産地拡大支援事業	大豆、 麦類、 そば、 なたね 落花生	市町村、 農業公社、 農業協同組合、 農業法人、 営農集団等	1/3以内	1 生産規模拡大のための省力化機械導入 (1) 排水対策用機械 (溝掘機、暗きょ施工機械等) (2) 栽培用管理機械 (施肥同時播種機、落花生マルチ同時播種機、乗用管理機、中耕培土機等) (1) 収穫用機械 (汎用コンバイン、大豆・そば用コンバイン、落花生用堀取り機等) 2 生産規模拡大のための拠点整備 (1) 乾燥・調製・出荷用機械 (乾燥機、選別機、色彩選別機、ピーンクリーナー、計量器、落花生脱莢機等)	1 生産規模拡大のための拠点整備においては、下記(1)及び(2)を満たすこと。 (1) 検査等級において、県の平均数値を上回る計画であること（大豆（2等級以上比率）、麦類（1等級比率）、そば（1等級比率））。ただし、なたね及び落花生を除く。 (2) 導入機械による処理量が、事業実施前年度に比べて10%以上増加する計画であること。	次に掲げる要件を満たすものであること。 1 受益面積が水田と畑地である場合には、水田の占める比率が60%以上であること。 2 受益面積については、おおむね平地20ha（中山間地域等10ha）（落花生においてはおおむね平地10ha（中山間地域等5ha））以上又は機械等の種類ごとに定められた面積とすること。 3 面積、数量等は、事業目標年度（3年後）の数値とすること。 4 取組前年度から作付面積を拡大すること。 5 対象作物がなたね及び落花生の場合、前年度から商品化率を向上すること。 6 受益者又は事業参加者は3戸以上とする。 ただし、農業法人については、主に農業に従事する者が3人以上であれば1法人でも実施できるものとする。

事業の内容	対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
(2) 飼料作物支援事業	飼料作物	市町村、農業公社、農業協同組合、農業法人、営農集団、特に認める農業者等組織	1/3以内	1 栽培管理用機械・播種機械 (ブロードキャスター、ライムソフ、防除剤散布機等) 2 収穫・調製用機械 (モア、テッダー、レーキ、ハーベスター、ヘイバレー、専用収穫機等) 3 運搬・保管用機械 (計量器、一時保管庫、フレコンスケール、ユニッククレーン等)	1 運搬用機械を補助対象とする場合は、受益面積が事業実施前年度と比べて10%以上増加する計画であること。 2 ユニッククレーンについては、積載車輛本体を補助対象とせず、ユニッククレーン及びその付設に要する経費を補助対象とする。	次に掲げる要件を満たすものであること。 1 受益面積が水田及び畑地である場合には、水田の占める比率が60%以上であること。 ただし、対象作物が飼料用トウモロコシ又は牧草である場合を除く。 2 受益面積については、おおむね平地20ha（中山間地域等10ha）又は機械等の種類ごとに定められた面積とすること。 3 面積、数量等は、事業目標年度（3年後）の数値とすること。 4 受益者又は事業参加者は3戸以上とする。 ただし、農業法人については、主に農業に従事する者が3人以上であれば1法人でも実施できるものとする。
(3) 主要農作物種子支援事業	「福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」第9条に定める「種苗生産計画」に基づき生産される主要農作物種子（水稲・麦類・大豆）	農業協同組合、種子生産を行う農業法人、種子生産を行う営農集団（以下、「種子生産組合」という。）等	1/3以内	1 種子生産に必要な機械の導入（種子用コンバイン、乾燥機、選別機等の調製機器等）		1 次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。 (1) 3年以内に新たに農業法人を設立し、種子生産を行うこと。 (2) 3年以内に新たな生産者が参入し、種子生産を行うこと。 (3) 種子生産における品種が増加すること。 (4) 種子生産における面積が増加すること。 (5) 種子生産にかかる労働時間を短縮すること。

事業の内容		対象 作物	事業実 施主体	補助率	採択要件		
					補助対象	個別事項	共通事項
							(6) 種子生産にかかる生産コストを削減すること。 2 本事業メニューにあつては、受益者1戸でも実施できるものとする。

別表2（要領第3関係）

1 留意事項

1 補助対象について

- (1) 本要領における「中山間地域等」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の規定に該当する市町村、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域のいずれかに該当する地域をいう。
- (2) 事業実施主体において、複数種類の機械や施設を導入する場合は、受益者及び受益面積が同一であり、かつ、一体的に整備する必要がある施設又は機械ごとに受益者、事業内容、事業費等を明らかにし、目標、成果目標等を定めるものとする。
- (3) 施設導入において、施設の利用者と施設を設置する農地の所有者が異なる場合は、事業実施主体は、施設利用者と施設を設置する農地の所有者との間で利用権を設定するなど、適切な措置を講じること。
- (4) 目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものについては、補助の対象としない。
- (5) 個人的使用となるおそれのある機械については、補助の対象としない。
- (6) 補助対象とする施設及び機械は、原則として新品、新築又は新設とする。
- (7) 本事業で導入する施設及び機械等を既存の施設及び建物等に設置する場合は、当該施設及び建物等の残存期間が、導入する施設及び機械等の財産処分制限期間より長いなど、適正に管理できること。
- (8) 事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合は、補助の対象としない。
- (9) 国庫事業で採択できるものは、本事業の対象としない。
- (10) 補助対象に記載のない機械、施設等を導入する場合であって、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、その機械、施設等を導入することができる。
- (11) 本事業により整備した施設、機械等には、事業名を表示すること。
- (12) 各対策において、以下の事項に留意すること。

ア 園芸作物支援対策

(ア) 新規園芸品目導入支援事業

- ・ 本事業メニューは、省力化支援事業及び生産力強化支援事業と組み合わせて実施することはできないものとする。
- ・ 事業実施主体は、対象品目について目標年度まで同規模以上の作付けを継続して行うことを要件としていること及び、新規栽培であることを鑑みた作付面積であることに留意して事業実施計画書を作成する。
- ・ 受益者ごとに対象品目が異なる場合も実施できるものとする。
- ・ 初期生産資材として種子、種苗、育苗用培土、育苗用セルトレー、育苗用ポット、堆肥（堆肥を畜産農家等から購入する場合で見積書、納品書、請求書、領収書等の根拠となる書類を添付できる場合は対象とする）、土壌改良剤（自家生産する場合は購入する材料について根拠となる書類が添付できるもののみ対象とする）、播種及び定植時に使用する肥料及び農薬、マルチ、誘引資材、支柱を資材として購入する場合を補助対象とする。
- ・ 事業実施主体は、本事業で導入した機械及び施設等について受益者と貸借契約を結び適切に管理する。
- ・ 水稻からの転換又は水稻との複合経営として園芸品目を新規導入する場合（補助率1/2以内の条件）とは以下のとおりとする。
 - ①現状（基準年）を含む過去3年間に於いて、受益者が園芸品目（対象作物以外を含む）を作付けしていないものとする。

(イ) 省力化支援事業

- ・ 本事業メニューの加工・業務用の契約出荷（補助率4/10以内の条件）とは以下のとおりとする。
 - ①対象品目について、食品製造業者、加工業者、中食業者（店舗内惣菜製造）、及び中間事業者（食品製造業者や加工業者等に販売する事業者）等と加工・業務用として契約出荷を行っている場合又は新たに行う場合とし、契約出荷の根拠となる書類（契約書の写し等）が提出できるものとする。
 - ②導入機械の受益面積（契約出荷を行う作付面積以外の作付面積を含む）のうち、契約出荷を行う面積が3割以上であるものとする。
 - ③対象品目ごとに複数の受益者が、導入機械を利用して生産に取り組むものであること。

④契約出荷を行っている場合とは、現状で加工・業務用の契約出荷を行っている場合をいう。

⑤新たに契約出荷を行う場合とは、事業実施年度に契約出荷を新たに行うもので、契約出荷の根拠となる書類（契約書の写し等）が提出できるものとする。

⑥市場での相対取引は、契約出荷に含まないものとする。

⑦ J A 又は J A が全農を介して①の事業者と契約出荷を行う取組を含むものとする。

- ・ 本事業メニューの30a以上の水田を受益とする取組（補助率4/10以内の条件）とは以下のとおりとする。

①導入機械の受益者全員の受益農地に水田が含まれ、かつその合計面積が30a以上であるものとする。

(ウ) 生産力強化支援事業において

- ・ 花き種苗を導入する場合で、選定品種を組み入れた栽培体系の確立が困難であり、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、選定品種以外の品種を対象とすることができる。
- ・ 優良種苗の導入にあたっては、県が作成する栽培指針や栽培暦、地域の栽培基準等を参考に適正な数量を導入するよう努める。

イ 土地利用型作物支援対策（産地拡大支援事業・飼料作物支援事業）

- (ア) 「機械等の種類ごとに定められた面積」については、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に規定された面積とし、その利用規模下限面積を下回らないことを原則とする。ただし、利用規模下限面積を下回ることについて、所長が妥当と認める規模面積であって部長へ協議して承認を受けた場合、利用規模下限面積を下回る面積とすることができる。

ウ 土地利用型作物支援対策（主要農作物種子支援事業）

- (ア) 種子生産組合等は、種子生産技術の高位・平準化と高品質化への取組（異型排除のための目揃え会、県内外種子場視察、作業マニュアル作成、等）に努める。
- (イ) 種子生産組合等は、種子生産における事故等を未然に防ぐための取組（生産工程管理の実施、構成員の安全確保の取組、農産物検査以外の種子の品質確認の実施、等）に努める。
- (ウ) 種子生産組合等は、種子生産の体制維持に向けた取組（作業が偏らないためのルール設定、種子場の団地化促進、作業の「見える化」により構成員の作業属人化防止を実施、等）に努める。

2 事業実施主体について

(1) 中山間地域等の場合は2戸以上とする。

(2) 「営農集団」とは、3戸以上の生産者からなる組織とし、組織の規約及び施設又は機械の管理規程等の規則を制定している組織とする。

(3) 土地利用型作物支援対策のうち飼料作物支援事業における「特に認める農業者等組織」とは、畜産クラスター協議会や、農業者、市町村及び農業団体等で構成され規約や機械等の管理規程を制定している協議会を原則とする。ただし、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、協議会以外の組織を事業実施主体とすることができる。

(4) 事業実施主体を農業法人とする場合の「主に農業に従事する者」とは、農業（販売・加工等を含む）に年間150日以上従事し、当該農業法人と期間の定めのない雇用契約を取り交わしている者とする。

別表 3（要領第 7 関係）

園芸用ハウスの補助対象事業費の上限

ハウス区分	区分の標準	補助対象事業費の 上限額 （設置費含む。付帯設備 及び消費税含まない。）
プラスチックハウスⅡ類 （パイプ）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設	5,500円/㎡
プラスチックハウスⅢ類 （鉄骨下）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	11,000円/㎡
プラスチックハウスⅣ類甲 （鉄骨中・軟）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31cm ³ の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	15,500円/㎡
プラスチックハウスⅣ類乙 （鉄骨中・硬）	主としてプラスチックフィルム（耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/㎡以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31cm ³ の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの	21,200円/㎡
低コスト耐候性ハウス	プラスチックハウスⅢ類・Ⅳ類に該当するハウスを補強することで、その温室の強度が風速50m/s以上（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）又は積雪重50kg/㎡以上の耐候性を有し、かつ、プラスチックハウスⅤ類本体工事費のおおむね70%以下の価格のもの。 また、被覆資材は、プラスチックハウスⅢ類にあっては軟質フィルム又は硬質フィルム、プラスチックハウスⅣ類甲にあっては軟質フィルム、プラスチックハウスⅣ類乙にあっては硬質フィルム（ビス止め以外のものに限る。）のものとする。	

別表 4（要領第 7 関係）

新規園芸品目導入支援事業における野菜及び花きの初期生産資材を定額とする永年性作物

野菜及び花きの永年性作物として初期生産資材を定額とする品目は、定植初年目に収益があがらない永年性の品目とし以下のとおりとする。

品目	初期生産資材を定額とする永年性作物
野菜	アスパラガス
花き	りんどう、枝物類（サクラ、モモ、ウメ、ユキヤナギ等） ※ただし、枝物類については、定植初年目に収益を得ることができる大苗を定植する場合は対象としない。

別表5（要領第7関係）

新規園芸品目導入支援事業における野菜及び花きの初期生産資材の補助対象事業費の上限

種別	補助対象事業費の上限額
施設栽培の野菜・花き	400円/㎡
露地栽培の野菜	100円/㎡
露地栽培の花き	900円/㎡

別表6（要領第7関係）

園芸作物支援対策における農業機械及び高品質安定生産装置、水源確保（井戸掘削）の補助対象事業費の上限

事業内容	補助対象	補助対象事業費の上限額
新規園芸品目導入支援事業	農業機械 高品質安定生産装置	1台当たり900万円
省力化支援事業	農業機械	1台当たり900万円
生産力強化支援事業	高品質安定生産装置	1台当たり900万円
	水源確保(井戸掘削)	掘削した井戸1か所当たり 300万円（施工費を含む）